

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 EVER BLUE（エバーブルー）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、海や川の自然環境の保護及び地域や社会の活性化、課題解決を行うことを目的とする。

(事業内容)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ウミガメの見守りや清掃活動など自然環境保護に資する事業
- (2) 観光振興や特産品の開発など地域活性化に資する事業
- (3) イベントの企画や運営、実施など交流人口の増加や人材育成に資する事業
- (4) その他、前各号に附帯関連する事業及び当法人の目的達成のために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(構成員)

第6条 この法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

2 この法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は社員総会で推薦された者

第2章 社 員

(社 員)

第7条 前条に規定する当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第8条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第12条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項の定めるところによるものとする。

(社員の資格喪失)

第13条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、1名以上5名以内とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第22条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(理事の法人に対する責任の免除)

第26条 当法人は、法人法第113条の規定により、社員総会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第29条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、特定非営利活動法人及び社会福祉法人等、公益的な事業を行う法人に贈与するものとする。

第7条 基 金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の募集等)

第35条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規定で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

高知県高知市春野町甲殿1422番地27

中村雄大

高知県高岡郡佐川町乙2081番地1

大野辰哉

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 中村雄大

設立時理事 大野辰哉

(設立時代表理事)

第40条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

高知県高知市春野町甲殿1422番地27

設立時代表理事 中村 雄大

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第42条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。